

**広告募集案内【見積合せ】  
(施設広告掲出仕様書)**

資源循環局都筑工場に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	資源循環局都筑工場
施 設 概 要	焼却工場
	屋外広告物に該当します。
所在地（場所）	横浜市都筑区平台 27 番 1 号
利用者数・利用者層	○焼却工場見学者 約 10,000 名（年間） ○焼却工場利用車両（ごみ収集車、事業者車両、一般車両など） 約 140,000 台（年間）
広 告 設 置 場 所	都筑工場敷地内 幹線道路沿い ※幹線道路（横浜元石川線）沿いのため、交通量多数
広 告 掲 出 期 間	令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで (ただし、毎年 3 月 31 日までを許可期間とする行政財産（土地）の使用許可申請を必要とします。)

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格（1 枠、税込）
都筑工場敷地内 幹線道路沿い	1,400mm×2,400mm	1 枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。
広 告 の 制 作 等	○令和 8 年 7 月 15 日（水）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査が完了した広告について、令和 8 年 7 月 24 日（金）までに横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請を行ってください。なお、許可を得た後は、定められた期日までに手数料の納付を行ってください。 ○上記の期限までに広告内容の審査が完了していない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。令和 8 年 8 月 1 日（土）までに屋外広告物条例に基づく許可が得られなかった場合も同様です。 ○広告の制作、設置及び撤去は、すべて広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○広告の設置にかかわる看板や照明器具、電気メーター等はすべて用意していただきます。また、広告の掲出期間又は広告の設置にかかわる許可期間が終了する場合で、当該期間を継続しない場合は、当該期間の終了日までに広告掲出事業者の負担により原状回復をしていただきます。

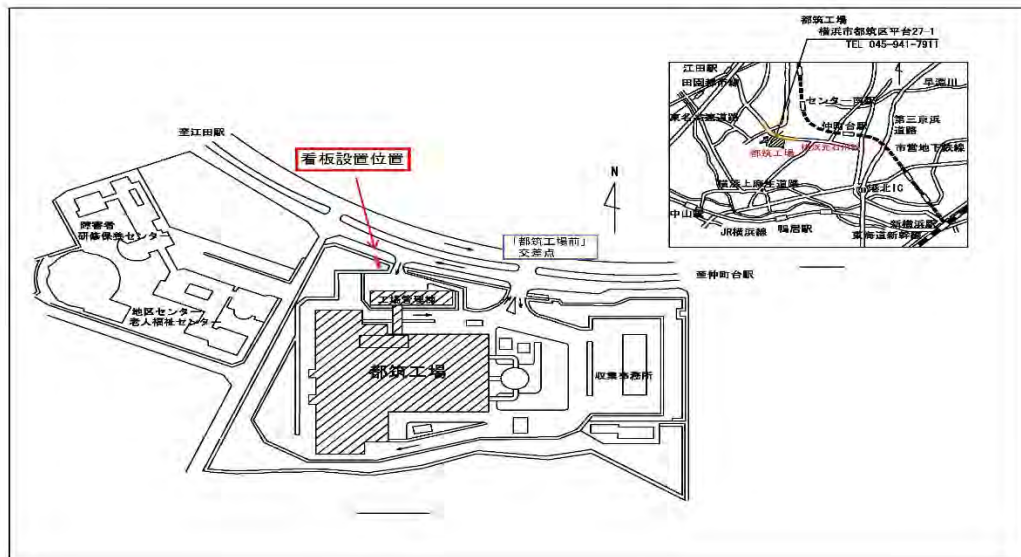
<p>財産の使用許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</li> <li>○使用許可の申請書を令和8年7月15日（水）までに提出してください。使用許可の申請が遅れますと、たとえ契約書の交付や、広告の審査が完了していても広告の掲出をすることができませんのでご注意ください。 なお、使用許可は毎年3月31日までを許可期間とする申請を必要とし使用料も毎年お支払いいただきます。</li> <li>○使用料は、使用許可の通知後、使用期間が開始する前日までにお支払いいただく必要があります。</li> <li>○使用料は、毎年の「固定資産税路線価」及び「公示地価」並びに「表示面積に対する使用料」により算出いたします。</li> </ul>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広告掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。</li> <li>○横浜市屋外広告物条例に基づく手続きにおける必要書類及び手数料については、本市ホームページにてご確認ください。</li> <li>○接地点から看板の上端（照明装置等を含む）までの高さが4mを超える場合は、横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。</li> <li>○広告掲出期間中に意匠の変更が生じる場合は、再度審査を受ける必要があります。また、審査後施工までの間に、横浜市屋外広告物条例に基づく手続きが必要です。</li> <li>○広告の掲出を開始する前日までに、横浜市屋外広告物条例に基づく手続きが完了したことが分かる書類の写し及び上記使用料領収書の写しを提出していただきます。</li> <li>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</li> <li>○広告物に照明器具を設置する場合は、別途許可を受けていただく必要があります。また、照明器具を設置する場合は、広告料及び使用料とは別に月ごとの電気使用料をお支払いいただきます。</li> <li>○照明器具の設置の際には、併せて電気メーターを設置していただきます。電気メーターを設置することができない場合は、照明器具の消費電力量が分かる仕様書等を提出していただきます。</li> </ul>

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又は E メールでご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和 8 年 6 月 30 日 (火)
申 込 期 間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) ～令和 8 年 7 月 14 日 (火) 【必着】
申 込 先	(担当課名) 横浜市資源循環局都筑工場 (所在地) 〒224-0064 横浜市都筑区平台 27 番 1 号 (TEL/FAX) TEL 045-941-7911 FAX045-941-7912 (Eメール) <a href="mailto:sj-tsuzukikojo@city.yokohama.lg.jp">sj-tsuzukikojo@city.yokohama.lg.jp</a>

■地図

幹線道路（横浜元石川線）沿い1か所



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	屋外広告看板（資源循環局都筑工場）		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

# 見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 屋外広告看板（資源循環局都筑工場）

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

## 屋外広告物掲出に関するチェック表

屋外広告物の掲出を検討する際は、以下の点について確認の上、チェック欄にチェックをして、募集案内資料の案とともに政策局財源確保推進課、都市整備局景観調整課に提出してください。

チェック項目		チェック欄
<b>1 屋外広告物条例での規制</b>		
<p><u>横浜市屋外広告物条例で定める、広告物を掲出できない地域、広告物の掲出が制限される物件に該当しないか。</u></p> <p>※ 低層住居占用地域、高速道路の沿道、新幹線沿線、河川、海岸、文化財の周辺は禁止されています。「屋外広告物条例の手引き」をご覧ください、掲出予定場所が該当しないか確認してください。</p>	<p>【禁止地域】 該当・非該当</p>	
<p><u>広告物の規格は、横浜市屋外広告物条例施行規則で定める基準に適合しているか。</u></p> <p>※ 広告物の形態により、基準が定められています。「屋外広告物条例の手引き」をご覧ください、基準に適合しているか確認してください。</p>	<p>【高さ】 適合・不適合</p> <p>【面積】 適合・不適合</p>	
<b>2 屋外広告物条例以外の法令で広告物が制限されている可能性があるもの</b>		
<p><u>地区計画などまちづくり関連のルールにおいて、広告掲出が制限されていないか。</u></p> <p>※ 横浜市ホームページの「行政地図情報」から、「まちづくり地図情報「i マッピー」」を開いて、掲出予定場所で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画その他地域地区等</li> <li>・建築協定区域その他の建築基準法の区域等</li> <li>・地域まちづくり推進条例</li> <li>・街づくり協議地区等</li> <li>・景観計画・都市景観協議地区</li> </ul> <p>などの指定がされているかチェックしてください。 指定があった場合、広告掲出の制限がされている場合がありますので、制限の内容詳細について都市整備局地域まちづくり課、都市再生推進課、みなとみらい21推進課、港湾局企画調整課等へ確認してください。</p>	<p>該当・非該当</p>	
<b>3 地域の自主ルール等で広告物が制限されている可能性があるもの</b>		
<p><u>地域独自に定めているまちづくりルールにより、広告掲出が制限されていないか。</u></p> <p>※ 地域ごとに住民の方々が独自のルールを定めていたり、まちづくり活動等を行ったりしている場合がありますので、区役所や都市整備局地域まちづくり課の各区担当、都市再生推進課、みなとみらい21推進課、港湾局企画調整課等へ確認してください。</p>	<p>該当・非該当</p>	

※チェックを行う上でご不明な点は、都市整備局景観調整課（TEL671-2648）までお問い合わせください。

募集対象施設名	資源循環局都筑工場
担当者所属	資源循環局都筑工場技術管理係
担当者氏名	野口 勇
連絡先	045—941—7911